

答 申 概 略

平成 24 年 11 月 2 日
苫小牧市図書館協議会

平成 24 年 7 月 13 日付けの「諮問」に対する「答申」の概略を以下に示します。

はじめに 「苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入」に関する意見

- ◎本協議会は、苫小牧市立中央図書館への「指定管理者制度導入」に大きな不安と危惧を抱いており、「導入すべきでない」という意見を持っている。
 - ・直営では無理なのだという根拠が示されていないこと。
 - ・地方自治法 244 条「～普通地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要が認めるとき～〔指定管理者に〕～管理を行わせることができる」の「効果的に達成するため必要が認められる」に対する見解（これからの図書館行政の基本理念や将来の図書館像）が示されていないこと。
 - ・上記の現状であるにも関わらず、苫小牧市の行政改革の工程表によって「指定管理者制度導入」の道筋が描かれ、「諮問」も「導入」が前提となっていることへの憤りがあること。
- 苫小牧市の図書館行政が、失敗の許されない大きな岐路に立っている今、苫小牧市の教育・学習・文化を守り育てるという立場で、本答申を重く受け止め、これからの図書館運営に反映してほしい。
- 本協議会の認識は、図書館運営について、直営においても多くの改善が必要であり、それは自主的改善努力で可能であり、その方が望ましいというものである。

1 「事業のあり方」に関する意見

- まずは図書館のあるべき再構築の方向性を示すことが肝要である。
- 中央図書館とその他の図書コーナーとの関係がますます離れてしまう。
- 指定管理者と教育委員会の業務分担について、行政の責任が極めて曖昧である。
- 協働・連携事業等において、教育委員会と指定管理者との二重構造では、スムーズな事業展開に支障を来す恐れがある。
- 図書館運営を指定管理者に委ねると言うことは、苫小牧市から図書館行政に明るい職員が近い将来いなくなることを意味している。
- 資料の保存や価値を認識し苫小牧の発展に役立てるためには、専門的な職員を継続的に養成する必要があること。
 - ・契約期間がある指定管理者制の下では、文化を守れる専門的職員は育たない。
 - ・教育委員会が監督するにしても、監督できる人材が教育委員会にもいない状況が生まれてしまう。

- ・選書や除籍に関し、教育委員会と指定管理者の業務分担で行うと言っても、教育委員会は、現場に身を置かない限り、必然的に後追いの承認とならざるを得ない。

2 「運営経費のあり方」に関する意見

- 「諮問」および「中央図書館への指定管理者制度導入に関する考え方」において、具体的詳細な数字が示されていない状況で、意見を述べるのは困難である。
- 「苫小牧市行革プラン」に示された効果額は、形式的な計算であり、官製ワーキングプアをつくることになりはしないか等の危惧がある。

3 「組織のあり方」に関する意見

- 個人情報の流出の心配がある。
- 市民サービス向上としての開館時間の延長や休館日の削減の裏に、雇用・勤務時間・人件費の問題や質的サービスの問題が見えてくる。
- 高度情報化社会にあって、先を見越した図書館運営が求められるのであり、二十年後、五十年後を見据えた展望と周到な準備が必要である。
 - ・情報案内を中心としたレファレンス業務。
 - ・教育機関としての図書館の専門的職員の育成の重要性。
 - ・契約更新がある指定管理者制では、経験の蓄積は難しい。
 - ・一度指定管理者制度を導入すると、元の図書館には二度と戻せない。

おわりに 「苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入」の見直し要請

- ◎指定管理者制度導入を見直し、再検討を強く要請する。
- 仮に指定管理者制度導入についての動きが進むにしても、多くの点で詳細な検討が不可欠である。
 - ・法律上の規定に関する事、業務仕様書と契約期間、指定管理者と教育委員会の業務分担、等々。
 - ・指定管理者選考に当たっての方法や手順。
 - ・詳細が示されない現状で、導入を前提として進めるには難がある。
- 図書館の運営状況についての評価を是非行ってほしい。

☆これまでの本協議会定例会並びに臨時会の議事録も参照願いたい。

☆平成 24 年 3 月に本協議会が作成した「理想の図書館像」について再提出するので、今後の図書館のあり方として是非参照していただきたい。